

1. 大規模建築物、大規模工作物

市域全域を対象とした栗東市景観計画区域においては、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の規模の建築物等を対象として、「大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転」及び「大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」の行為を届出の対象とします。

対 象	対 象 と す る 規 模
建築物	▶ 地盤面からの高さが 10m 以上、又は延べ面積が 1,000 m² 以上のもの。 ▶ 土地利用目的が一体と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分の関係にある 2 以上の建築物については、当該延べ面積の合計が 1,000 m² を超えるもの。 ▶ 増築にあっては、既存建築物との延べ面積の合計が 1,000 m² 以上のもの。
工作物	▶ 次に掲げる工作物のうち、地盤面からの高さが 10m 以上のもの（建築物と一体となっている場合を含む）。 (1) 煙突又はごみ焼却施設 (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)及び第 11 号に該当するものを除く。) (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。) (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。) (5) 高架水槽その他給水に関する施設 (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 (7) アスファルトプラント^{※1}、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設 (9) 汚水又は廃水を処理する施設 (10) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。) ▶ 太陽光発電設備等については、地盤面からの高さが 10m 以上、又はモジュール面積^{※2}が 1,000 m² 以上のもの。 ▶ 垣、さく、へい、擁壁その他これらに類するものにあっては、地盤面からの高さが 2 m 以上のもの。

※1 プラント：生産設備。大型機械など。

※2 モジュール面積：太陽光発電設備等のパネル部分の面積。

ただし、以下の行為については、届出の対象から除外します。

届 出 除 外 と す る 行 為		
①通常の管理行為、軽易な行為等		
	行 為	届出を必要としない場合
建築物	増築、改築又は移転	・ 行為部分の床面積が 10 ㎡以下かつ行為後の建築物の高さが 5 m 以下のとき
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 行為部分の面積が 10 ㎡以下のとき
工作物	増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	・ 行為後の工作物の高さが 5 m 以下のとき ・ 垣（生け垣を除く）、さく、へい、擁壁の類の場合は、高さが 1.5m 以下かつ長さが 10m 以下のとき ・ 電気供給のための電線路（その支持物を含む）の場合は、高さが 13m 未満のとき ・ 建築物に附属しない太陽光発電設備等の場合は、高さが 5 m 以下かつ当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 ㎡以下のとき
②法令又は他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの		
③法令又は他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為		
④国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為		
⑤非常災害のために必要な応急措置として行う行為		

2. 景観形成推進地域

栗東ならではの歴史街道景観の形成に向けて、以下の行為を届出の対象とします。

届 出 対 象 と す る 行 為
・ 建築物及び次に掲げる工作物の新築、増築、改築又は移転 ・ 建築物及び次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
【届出の対象とする工作物】 (1) 煙突又はごみ焼却施設 (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)及び第11号に該当するものを除く。) (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。) (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。) (5) 高架水槽その他給水に関する施設 (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 (7) アスファルトプラント※、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設 (9) 汚水又は廃水进行处理する施設 (10) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。) (11) 太陽光発電設備等 (12) 垣、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの
・ 木竹の伐採 ・ 屋外における物件の堆積 ・ 土地の形質の変更

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

届 出 除 外 と す る 行 為

①通常の管理行為、軽易な行為等

	行 為	届出を必要としない場合
建築物	増築、改築又は移転	- 行為部分の床面積が 10 ㎡以下かつ行為後の建築物の高さが 5 m 以下のとき - 建築物の屋根材又は外壁材として、一体で設置する太陽光発電設備等のモジュール面積※の総合計が 10 ㎡以下のとき
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	- 行為部分の面積が 10 ㎡以下のとき - 建築物の屋根材又は外壁材として、一体で設置する太陽光発電設備等のモジュール面積の総合計が 10 ㎡以下のとき
工作物	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	- 行為後の工作物の高さが 5 m 以下のとき - 垣（生け垣を除く）、さく、へい、擁壁の類の場合は、高さが 1.5m 以下かつ長さが 10m 以下のとき - 電気供給のための電線路（その支持物を含む）の場合は、高さが 13m 未満のとき - 太陽光発電設備等の場合は、地盤面からの高さ 1.5 m 以下、かつモジュール面積 10 ㎡以下のとき
	木竹の伐採	- 木竹の高さが 5 m 以下のとき - 林業経営のための伐採、保育のための伐採、枯損木竹や危険な木竹の伐採のとき
	屋外における物件の堆積	- 高さが 1.5m 以下かつ面積が 100 ㎡以下のとき - 期間が 30 日を超えないとき
	土地の形質の変更	- 歴史街道に接していない土地のとき - 切土や盛土によって生じる法面の高さが 1.5m 以下かつ長さが 10m 以下のとき - 行為の部分面積が 100 ㎡以下のとき
	滋賀県指定有形文化財又は滋賀県指定有形民俗文化財、栗東市指定有形文化財又は栗東市指定有形民俗文化財に指定された建築物等の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	

②法令又は他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの

③法令又は他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為

④国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為

⑤非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※モジュール面積：太陽光発電設備等のパネル部分の面積。